

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特定非営利活動法人の設立認証の取消し
根拠法令(例規)及び条項		特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項又は第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成十年法律第七号
関 係 条 項		同法第 42 条
所 管 課 係 名		生活環境課生活交通係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ⑦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		設立の認証の取消し
根拠法令(例規)及び条項		特定非営利活動促進法第 13 条 3 項
法 令（例 規）番 号		平成十年法律第七号
関 係 条 項		同法第 39 条 2 項
所 管 課 係 名		生活環境課生活交通係
処 分 基 準	基 準	3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令
根拠法令(例規)及び条項		化製場等に関する法律第 9 条 5 項で準用する第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和二十三年法律第四百十号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生活環境課生活交通係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		